

(事例77) 46歳男性、デスクワーク、不安定狭心症のため出張・時間外労働等の制限

類型	症候	疾患
1、2	6. 動悸	4. 不安定狭心症

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 46歳男性 既往歴：尿路結石、他は治療中の疾患なし</p> <p>2) 業種、作業内容 業種：自動車エンジン事業（開発等）、他社出向（出向先産業医が不在のため、出向元産業医として対応） デスクワーク、管理/調整業務（部長職）</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など不安定狭心症、軽度拡張期高血圧症（120~130/90 前後）、軽度高尿酸血症（7.4）</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など + 主治医の意見が明確になるまで→出張・残業禁止（結局、退院後約1月で、主治医からは産業医情報提供依頼書への返信の形で「内服継続を条件の下、従来の就労状況であれば就業可（※従来の就労状況＝年5-6回欧米出張・1週間程度/回、月1回国内出張・1泊2日、残業40時間台/月）」と返信あり。） + 主治医見解が出された後→出張・残業禁止を後述条件の下、解除。 ※業務上やむを得ず海外出張する場合は、事前に医療機関の情報を取得し、病状について英語表記のメモを携帯すること。 ※主治医指示に従い内服を継続し、適切な生活習慣を継続すること。－残業を含めた業務形態が大幅に変更となる場合保健師(⇒産業医)に申し出ること。 ※少しでも胸部違和感等症状がある場合は速やかに主治医・保健師(⇒産業医)に連絡すること。</p>		
<p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など） + 経緯：動悸と息苦しさに入院⇒精査で上記診断、薬剤性ステント留置となり、内服開始となる。 + 考慮した事情： ・業務責任の重い部長職の方であり、長期的に海外出張を禁止することが困難であった。 ・出向先上司/人事の安全衛生に関する知識が乏しく、産業医職務について理解を得るのに労力を要した。 ・薬剤性ステントは従来ステントよりも短期的な再狭窄頻度は少ないものの、長期的な視点での再狭窄率は専門医の間でも統一見解がないこと(エビデンスがないこと)と、主治医の説明が不十分であるためか、患者に「再狭窄は(今後もほぼ)ありえない」という印象を与えている可能性を感じ、本人の治療内容に対する基本的理解を得るために十分なコミュニケーションをとった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため 2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい。</p> <p>4. に同じ</p>		